

ファミリー葬新聞

第7号

平成24年12月発行

ファミリー葬は、お葬式の後も大切に考えています。



寺岸
堺北店
平野店



佐野
平野店

大切なお葬式を終えられた後の
役所手続きや相続、
ご法要やご先祖様のお祀り方など
お客様の不安を受け止め、
しっかりサポート
させていただきます。



山脇
平野店



佐藤
鈴蘭台店



堀江
堺北店



武田
堺北店



真壁
鈴蘭台店



福井
平野店



大浦
鈴蘭台店



牧村 章弘様(33歳)
堺市南区 在住

第一に故人の事を、第二に遺族の事を考えてくれました。
妻を最後まできちんと見送れたと誇りに思います。

気が動転している中、不安が無いように何度も足を運んでいただき、感謝しております。細部まで気遣っていただいたので、自分が「妻のためにしてあげたい事」を全て叶える事ができました。葬儀後も連絡をもらい色々アドバイスをいただいております。本当にファミリー葬さんをお願いをして良かったなと思います。

家族葬専門店
ファミリー
FamilySo
葬
(株)ファミリー葬

堺北店 〒591-8036 堺市北区百舌鳥本町1丁6-1

☎ 0120-834-456

平野店 〒547-0032 大阪市平野区流町1丁目4-27

☎ 0120-834-789

鈴蘭台店 〒651-1131 神戸市北区北五葉6丁目14-30

☎ 0120-834-016

HP/<http://www.family-so.com>

お葬式後の手続き

お葬式の後には、さまざまな手続きがありますが、今回はファミリー葬でお式を終えたお客様からいただきました比較的多いご質問・ご相談を中心にご紹介させていただきます。

意外と知らない!?



葬祭費の受給

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている方が亡くなられたときは、「葬祭費」をもらうことが出来ます。期限は2年以内で、**申告制**です。

申請先は、被保険者の住所地の市区町村役所 健康保険課。

尚、「葬祭費」という名称および支給される額は各自治体によって若干異なります。

例) 神戸市・大阪市・堺市…50,000円(平成24年10月調べ)



もらい過ぎると返す
手続きが大変です!



年金受給停止

年金を受けている方が亡くなられたときは、「年金受給権者死亡届」を社会保険事務所に提出します。期限は10日以内。また、亡くなられた方に支払われるはずであった年金が残っているときは、あわせて「未支給年金保険給付請求書」を提出します。尚、年金の種類によっては、市区町村の国民年金課で手続きになる場合もあります。

まずは住所地の社会保険事務所へお電話ください。



口座からの引き出しに
気を付けましょう



口座の凍結

故人の金融機関の口座については、市区町村に死亡届を出せば自動的に口座がストップするのではなく、相続人が金融機関に死亡の届出を行うことにより口座が凍結され、**相続の手続きが完了するまで勝手に引き出せなくなります。**

ただ、やむを得ず口座を凍結する前に引き出してしまう場合もあるようですが、相続人が複数いる場合は、相続人全員の共有財産になりますので、のちに揉めないように領収書や使った明細の記録などを作成し、いつでも明確に説明できるようにしておくことが大事だそうです。(勝手に他の方の口座から引き落とすことは、法律上禁じられています。)

昔は、葬儀の看板や新聞の死亡広告などで金融機関が死亡の事実を知り、凍結されることもあったそうです。

その他、名義変更などの手続き

手続きの種類	期限	手続き先
NTT・電気・ガス・水道の名義変更	すみやかに	各事業会社
預貯金名義変更	すみやかに	預入金融機関
運転免許証の返却 ※1	すみやかに	所轄の警察署
携帯電話の解約	すみやかに	携帯会社
介護保険資格喪失届	14日以内	市区町村役所の福祉課
世帯主の変更届 ※2	14日以内	市区町村役所
生命保険の請求	2年以内	保険会社
高額医療費の申請	医療費支払いから2年以内	社会保険事務所・市区町村役所の健康保険課

※1 運転免許証は有効期限が過ぎて更新の手続きをしなければ自然消滅となり無効になります。ただし、本来は故人の死亡と同時に警察署(公安委員会)に返却するのが原則です。

※2 世帯主が死亡した後、残された家族(世帯員)が1人だけであったり、2人以上いる場合でも“母親と小学生の子供”というようなときは、世帯主になる人が明白なため変更届を出す必要はありません。

以上、万が一の時に少しでも皆さまのお役に立てるように、お葬式後の手続きの一部をご案内させていただきました。この他にもさまざまな手続きがございますので、お困りの時は各店舗へお問い合わせください。

相続手続

相続などの手続きでお困りのお客様のために、法律の専門家が無料相談なども行っております。ご家族様それぞれのご事情に合わせてアドバイスいたしますので、お気軽にご相談ください。

財産は無いけど、
本当に何もなくて
いいのかなあ？

数日休暇を
取らないと自分で
手続きできない…



堺市・和泉市
で相続のことなら

関戸美照 司法書士事務所
☎ 0725-54-0237

兵庫県
で相続のことなら

行政書士あさひ法務事務所
☎ 0120-955-817

大阪市
で相続のことなら

辻井法務行政書士事務所
☎ 072-252-1690

大阪・堺市・和泉市
で税のことなら

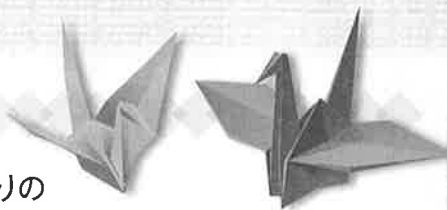
笠井慎五 税理士事務所
☎ 0725-38-1100

折り鶴

ファミリー葬では、故人様への手作りの贈り物として、ご家族様に「折り鶴」をおすすめしています。

成句で「かくきゅうこう鶴な九せい皋てんに鳴き声天きに聞こゆ」という言葉があります。

鶴は深い谷底で鳴いても、その鳴き声は天に届く。これは、賢人は身を隠しても、その名声は広く世間に知れ渡るというたとえでございますが、私たちは天にいる故人様へ、お子様・お孫様の声や気持ちが届きますように…という想いでご案内しております。



供養のカタチ 第2弾

仏壇 ~ご先祖様への感謝の気持ちを素直に表現する場所~

仏壇のルーツには、仏教伝来に由来する「仏壇は家庭の小さなお寺」という説と、それより遙か昔、弥生時代から行われてきた「先祖の霊を祀る棚」という説があります。民俗学者 柳田國男は後者を「魂棚」とよび、仏壇のルーツであると唱えました。私たちは仏壇をどう考えているのでしょうか。

現代仏壇

今回の「供養のカタチ」第2弾は仏壇についてです。今風の仏壇を作り続け、店舗を全国展開している(株)八木研さんの現代仏壇、『ギャラリーメモリア大阪梅田店』へお伺いしました。八木研さんの現代仏壇は、インテリアの一つとして選んでいただき「家族が集まるお部屋にお祀りしてほしい」「想いをカタチにしてほしい」などの想いから生まれたそうです。そして、毎年新しいものを考え商品化されておられるそうで、中でも壁にかける仏壇や家具の収納スペースに飾られた小さな仏壇、最新作の光の仏壇など斬新なアイデアで出来ていて、とても感心しました。



壁掛けの仏壇



壁にすっきり掛けられた仏壇は圧迫感がなく、お掃除も簡単です。

光の仏壇



スタンドグラスが、特別な空間を演出しています。

収納型仏壇



システム収納家具の一角でお祀りできます。



商品だけでなく、お客様の心のケアを大切に接客しているスタッフの皆様にも注目です。

◆八木研オフィシャルサイト◆

<http://www.yagiken.co.jp>

現代仏壇 (株)八木研 関西地区

◆ ギャラリーメモリア大阪梅田店 ◆

大阪市北区芝田1-8-15

☎ 0120-596-939

◆ ギャラリーメモリア大阪本町店 ◆

大阪市中央区北久宝寺町4-2-10

☎ 0120-596-911

◆ ギャラリーメモリア神戸三宮店 ◆

神戸市中央区江戸町94-2

☎ 0120-596-941